

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
 令和3年度北方町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）歳入見込額 147,824 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,044,613 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	44,955	1,027	0	0	6,316	37,612
	障がい者福祉事業	358,619	263,761	0	0	13,639	81,219
	老人福祉事業	41,148	0	0	0	5,916	35,232
	福祉医療事業	218,860	84,430	0	0	19,329	115,101
	児童福祉事業	626,383	420,851	0	2,110	29,248	174,174
	小計	1,289,965	770,069	0	2,110	74,448	443,338
社会保険	国民健康保険事業	138,546	74,820	0	0	9,163	54,563
	介護保険事業	313,302	15,126	0	124,502	24,971	148,703
	後期高齢者医療事業	193,642	25,672	0	0	24,151	143,819
	小計	645,490	115,618	0	124,502	58,285	347,085
保健衛生	母子保健事業	24,382	575	0	0	3,423	20,384
	疾病予防事業	61,555	1,590	0	0	8,622	51,343
	健康増進事業	23,221	2,033	0	0	3,046	18,142
	小計	109,158	4,198	0	0	15,091	89,869
合計	2,044,613	889,885	0	126,612	147,824	880,292	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。